

令和3年度八尾市水道局建設工事等の入札・契約方針について

八尾市水道局

本市では、建設工事に係る入札・契約の透明性の確保、公正競争の促進、適正な履行の確保と事務の効率化を図るため、入札・契約方針の見直しを重ねてまいりましたが、令和3年度は下記のとおり取り扱うこととします。

記

1. 等級別発注標準金額について

土木一式工事、建築一式工事、電気工事、管工事の等級別発注標準金額は、別紙「令和3年度 等級別発注標準額」のとおりとします。

なお、上水道管工事（水道局が発注する配水管等の整備、布設及び布設替等の工事）等級別発注標準金額は、上記とは別に、別紙「令和3年度 上水道管工事等級別発注標準額」のとおりとします。また、条件付一般競争入札による場合は、入札参加条件を案件ごとに定めます。

2. 条件付一般競争入札の適用範囲について

業者の受注意欲を反映し、透明性・公正競争性の一層の向上を図るため、令和3年度の条件付一般競争入札の適用範囲を次のとおりとします。原則として、条件付一般競争入札で発注するものはすべて電子入札で執行します。

条件付一般競争入札（電子入札）

- (1) 上水道管工事（水道局の発注で配水管整備工事等）
予定価格（税込み）が130万円を超えるもの
- (2) 土木一式、建築一式、電気、管、舗装、造園工事
予定価格（税込み）が130万円を超えるもの
- (3) 建設工事に係る設計、調査、測量
予定価格（税込み）が50万円を超えるもの

なお、毎月1日（閉庁日の場合は、翌開庁日）に、その月の条件付一般競争入札の発注（告示・公告）を行う日を発表します。

八尾市ホームページ内、市役所本館3階の情報公開室及び水道局3階の経営総務課で公開しますので、ご確認下さい。

3. 特定建設業許可の取り扱いについて

令和3年度に発注を行う条件付一般競争入札のうち、予定価格8千万円以上（建築一式工事は9千万円以上）の工事については、適正な発注と品質の確保、適切な

下請契約等に資するため、原則として特定建設業の許可を有する業者に発注します。
なお、特定建設業許可を年度の途中で取得された場合は、発注案件の告示・公告の1週間前の日までに当該許可書の写しが提出されていれば、特定建設業許可業者として取り扱います。

4. 工事現場に配置する技術者等について

「八尾市水道局発注工事に配置する技術者等の取扱いについて」参照。

5. 情報公開の推進について

次に掲げるものについて、八尾市ホームページで公表します。

- ・条件付一般競争入札で求める施工実績（工事）
- ・八尾市入札参加停止要綱に係る入札参加停止業者（令和3年4月1日現在において入札参加停止期間中の者も含む）
- ・少額随契以外の随意契約（工事130万円超、工事関連業務50万円超）
- ・発注予定工事（200万円以上）
- ・工事成績評定（点数）

6. 八尾市契約関係暴力団排除対策について

本市が締結するあらゆる契約から、暴力団員及び暴力団密接関係者を排除するための措置等を定めた八尾市契約関係暴力団排除措置要綱を制定しています。特に下請契約からの暴力団の排除を徹底するため、公共工事等の契約相手方及び下請負人等の方に対し、暴力団員及び暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出を求めます。

7. 受注制限（重複落札禁止）について

同一開札日において、工種に関係なく重複落札禁止（開札が複数日にまたがる場合は全日程とも対象）とします。

また、年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日）を通じて、条件付一般競争入札及び指名競争入札において当初契約金額1千万円以上の工事及び工事に関する業務（水道局発注案件に限る。修繕業務を含む。）を3件落札した時点で、以降の水道局発注のものについて、金額にかかわらずすべての入札参加を禁止とします。

8. 工事成績評定基準等について

工事成績評定点等を今後の入札・契約方針に活用・反映する方法について検討しています。

なお、工事成績評定について、点数を市役所3階の情報公開室にて公開するとともに、ホームページにて公表します。

9. 条件付一般競争入札（電子入札案件）における入札参加資格確認書類の提出について

条件付一般競争入札（電子入札案件）による場合、開札後、落札候補者となった者について水道局経営総務課窓口において入札参加資格確認書類の提出を求めることとし、入札参加資格の事後審査を受けるものとします。事後審査の結果、有効であると認められた者を落札者とし、失格とした場合は、次順位者以降の者について順次事後審査を行い、落札者を決定します。（「条件付一般競争入札（電子入札案件）における事後審査の取扱いについて」参照。）

10. 建設工事における社会保険等未加入対策の取組強化について

法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境を構築するとともに、建設産業の持続的な発展に必要な人材確保等の観点から、平成31年4月1日以降に公告等を行う全ての建設工事について、社会保険等に未加入である建設業許可業者等が、受注者及び下請負人にならないよう取組を強化しています。

11. 適用時期について

令和3年4月1日から適用します。